

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 8 月現在における福井県敦賀市、小浜市、越前市、南越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町の行政区域とする。概ねの面積は 16 万 7 千ヘクタール程度である。（地図：別紙 1 のとおり）

本区域は若狭湾国定公園、越前加賀海岸国定公園の一部区域および池河内自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省選定の特定植物群落及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業実施地域等の環境保全上重要な地域、福井県重要里地里山、「福井県レッドデータブック」掲載種の生息・生育域、ふるさと福井の自然 100 選および福井県のすぐれた自然（植生編、動物編、地形・地質編）に記載の地域（以下、「国定公園等」とする。）を含むものであるため、8. において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地保護区は、本促進区域には存在しない。

（2）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等）

①地理的条件

本地域は、県南部に位置する 3 市 5 町（敦賀市、小浜市、越前市、南越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町）からなる広域的な地域である。

関西方面に近いことから、古来より物資の流通がさかんであり、生活・文化等についても、つながりが強い地域である。

また、豊かな海岸線を有していることから、海水浴シーズンには関西方面、中京方面から多くの海水浴客が訪れるなど、観光産業が活発な地域である。

一方で本地域は、原子力発電所の集中立地地域であり、原子力関連の企業や電力消費量の多い企業、安定供給が必要な企業の立地がみられる地域でもある。

②産業の状況

本地域は、原子力発電所が多数立地していることから低廉な電気を提供できる地域であること、関西・中京方面に近いことから当該地域に集積する二次電池等の新エネ・省エネ関連メーカーに向けた中間部材・素材を供給する企業等の立地が進展している。

また、本県は、厚生労働省の平成 22 年都道府県別生命表において県民の平均寿命が、男性 3 位、女性 7 位とともに全国上位にあり、世界的な長寿国日本を代表する長寿県である。

このため、「健康長寿」を福井のブランドとして広く浸透させることを目的に様々な取組みを展開している。本地域には、この健康長寿のイメージにふさわしい健康食品や医療等の健康長寿関連産業の企業の立地が進展している。

農業においては、東部に位置する丹南地区を中心にコメの生産が盛んであり、今年度命名された「い

ちほまれ」は来年度より本格生産が始まる。西部に位置する若狭地区では果樹や野菜の栽培が盛んであり、近年では自然光利用型の周年型大規模園芸ハウスや植物工場の整備が増加している。

若狭地区は古来、御食国として都との交易が盛んであり、現在も若狭ふぐ・ぐじ・かれい等の魚介類を中心した食の魅力にあふれた地域である。三方五湖や瓜割の滝等の美しい自然・景観や都文化との交流を背景とした歴史的・文化的遺産、若狭塗箸等の伝統工芸品も含め、こうした一体的な食文化にまつわる広域観光圏を形成している。

③インフラの整備状況

本地域の交通インフラの整備状況は、東西に貫く国道 27 号が幹線道路として整備されているとともに、同国道と接続する国道 8 号が南北に走り各地を結んでいる。

また、関西方面や中京方面等とネットワークを形成する舞鶴若狭自動車道が平成 26 年 7 月に全線開通したことにより、本地域へのアクセスが向上し、物資等の迅速な運搬等が可能になるとともに、若狭地区における県外からの観光入込客も平成 25 年からの 3 年間で約 20%増加している。

さらに、北陸新幹線については、平成 27 年 3 月に金沢駅開業後、着実に施工が進められており、平成 34 年度末を目途に嶺南地域の交通の結節点である敦賀駅まで開通予定である。これにより本地域と首都圏および関西圏とのネットワーク機能が高まるものと考えられる。

港湾については、敦賀港（敦賀市）が、昭和 26 年に重要港湾の指定を受け、港の背後圏である関西地域や中京地域に立地する鉱工業の主要原燃料となる鉱産品、林産品等の輸出入基地として栄えてきた。水深 14m の岸壁を有する多目的国際ターミナルが整備されており、平成 23 年に日本海側拠点港選定を受けるなど、中京・関西圏へのゲートウェイとして、また、環日本海交流の拠点港として、重要な役割を果たしている。

なお、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本地域は、全国でも有数の原子力発電所の立地地域である。このため地域では、平成17年度以降、毎年「エネルギー研究開発拠点化会議」を開催する等、産業界、事業者、大学・研究機関、国、県および市町が一体となって、エネルギー関連産業に関する技術力強化、人材の育成に向けて取り組んできた。

本地域に立地している原子力発電所のうち、直近3年の間に研究開発段階炉である「もんじゅ」を含め4基の廃炉が決まる等、現在、本地域の産業構造の転換期にある。これまで培われてきたこうした技術・人材を活かし、新産業の創出・発展を促進していくことが最も重要な産業施策の一つである。

加えて、近年の大規模なインフラ整備がもたらす交通アクセスの向上により、今後本地域への観光需要の高まりが期待される中、地域の強みである美しい景観と歴史ある食文化に磨きをかけることにより、観光客の増加と域外貨の獲得を目指す。

また、地域の主要産業である農林水産業においては、現在増加傾向にある大規模な企業的農業や植物工場に加え、IoTやAI・ロボット等の導入による省人化や6次産業化、ブランドの創造・改良等による高品質・高付加価値な商品・サービスの開発等に取り組み、労働生産性の向上を後押ししていくことにより、近年本県が問題としている深刻な人手不足を解消していく。

地域の持つ技術・人材を活用し質の高い雇用が生むとともに、地域の魅力を発信することで、域外からの人口流入、更なる消費拡大の好循環を生み出していくことを目指す。

(2) 経済的効果の目標

1件当たりの平均3.15億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を15件創出し、これらの地域経済牽引事業により、波及効果を加えて、促進区域内で82億円の付加価値創出を目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	－ 百万円	8,200 百万円	

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の新規事業件数	－	15 件	－
地域経済牽引事業による売上	－ 百万円	39,000 百万円	
一人当たり県民所得	2,972 千円 (H26)	3,400 千円 (H32)	11.4%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の①～③の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3,695 万円（福井県の一事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 地域経済牽引事業者の域内における売上げが開始年度比で 7,400 万円以上増加すること
- ② 地域経済牽引事業者の域内雇用者数が開始年度比で 3 人以上増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の域内雇用者の給与等支給額が開始年度比で年間 2%ポイント以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

以下の重点促進区域の設定においては、国定公園等の区域を除外する。

【重点促進区域 1：敦賀市産業団地周辺】

敦賀市 筋生野

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は約 20 ヘクタールであり、本区域内の、敦賀市産業団地に遊休地は存在しない。

国道 27 号に隣接しており、北陸自動車道・敦賀南スマートインターチェンジから 4 キロ、重要港湾・敦賀港から 7 キロと交通アクセスに非常に優れた立地環境である。

なお、本区域には、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

【重点促進区域 2：敦賀市第 2 産業団地（仮称）周辺】

敦賀市 田結

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は約 9 ヘクタールである。現在整備中であり、平成 30 年度に一部分譲開始を予定している。

国道 8 号に隣接しており、北陸自動車道・敦賀インターチェンジから 5 キロ、重要港湾・敦賀港から 2 キロと交通アクセスに非常に優れた立地環境である。

なお、本区域には、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

(関連計画における記載等)

本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

【重点促進区域 3：今立工業団地、北日野工業団地、王子保工業団地、大虫工業団地、池ノ上工業団地、信越化学工業一帯、及びその周辺】

越前市 栗田部町、岩内町、平林町、庄田町、今宿町、大塩町、四郎丸町、岡本町、大虫町、大虫本町、池ノ上町、白崎町、北府一丁目、北府二丁目、府中三丁目

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は約 60 ヘクタール程度である。本区域内の、今立工業団地には 0.1 ヘクタールの分譲可能面積があり、北日野工業団地、王子保工業団地、大虫工業団地、池ノ上工業団地に遊休地は存在しない。

武生インターチェンジ、及び J R 武生駅といった主要な交通インフラから半径 5 キロ圏内に位置しており、利便性が高い。また、今後開通予定である北陸新幹線の南越駅（仮称）からも半径 5 キロ圏内に位置している。

なお、本区域には、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

【重点促進区域 4：若狭美浜インター産業団地周辺】

美浜町 山上

(概況及び公共施設などの整備状況)

平成 28 年 4 月より分譲開始した、総面積約 13 ヘクタール・用地面積約 8 ヘクタールの産業団地である。関西圏・中京圏・北陸圏の中心に位置し、舞鶴若狭自動車道の若狭美浜インターチェンジから約 1 分の距離にあり良好なアクセスを有している。食品容器製造業メーカーが立地しており、製造業を中心に物流関連産業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・試験研究所の立地促進のため重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域には、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

【重点促進区域 5：松原産業団地周辺】

美浜町 松原

(概況及び公共施設などの整備状況)

平成 21 年 3 月より分譲開始した、総面積約 2.6 ヘクタール・用地面積約 1.8 ヘクタールの産業団

地であり、分譲可能面積は 0.9 ヘクタールである。関西圏・中京圏・北陸圏の中心に位置し、舞鶴若狭自動車道若狭美浜インターチェンジから約 5 キロの距離にあり良好なアクセスを有している。医療機器製造業メーカーが立地しており、製造業を中心に物流関連産業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・試験研究所の立地促進のため重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域には、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

【重点促進区域 6：若狭中核工業団地周辺】

若狭町 堤、杉山、野木

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は約 63 ヘクタール、用地面積は約 42 ヘクタールであり、本区域内の、若狭中核工業団地には遊休地は存在しない。本区域は、平成 3 年から分譲を開始し、現在 10 社の事業所が操業している。舞鶴若狭自動車道上中インターチェンジから約 8 キロに位置し、福井県嶺南地域の工業集積地として地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

設定する区域は、平成 29 年 7 月 1 日現在における地番により表示したものである。

(地図)

福井県 基本計画(嶺南) 重点促進区域図



(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1】

敦賀市産業団地は平成 13 年度から平成 18 年度にかけて敦賀市が整備した産業団地であり、これまでに電子部品関連産業や食品容器製造業等が集積しており、平成 34 年度末の北陸新幹線敦賀開業を見据えて、今後も重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 2】

敦賀市第 2 産業団地（仮称）は敦賀市が平成 30 年度一部分譲開始、平成 31 年度完成を目指して整備を進めている産業団地であり、高速道路や幹線道路、敦賀港へのアクセスに優れ、また、平成 34 年度末の北陸新幹線敦賀開業が控えていることから、今後、物流業等の集積が見込まれるため、重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 3】

区域の設定に当たっては、同区域内に 50 社を超える、自動車関連産業や電子部品産業などといった先端技術産業を含む多様な製造業が集積している。

また、武生インターチェンジ及び J R 武生駅といった主要な交通インフラ、さらに今後開通予定である北陸新幹線の南越駅（仮称）からも、それぞれ半径 5 キロ圏内に位置しており、利便性が高く、今後も成長が見込まれるほか集中して支援をしていくべき地域である。これらのことから、当

該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域 4】

舞鶴若狭自動車道の全線開通により関西・中京圏への所要時間が短縮されることからその利便性の高さを活用し、舞鶴若狭自動車道の若狭美浜インターチェンジから約1分の距離にあり、国道27号バイパスまで約700mという道路交通の条件に優れた場所として選定した。

【重点促進区域 5】

舞鶴若狭自動車道の全線開通を見据え、関西・中京圏への所要時間が短縮されることからその利便性の高さを活用し、舞鶴若狭自動車道の若狭美浜インターチェンジから約5キロの距離にあり、国道27号バイパスまで約1.5キロという道路交通の条件に優れた場所として選定した。

【重点促進区域 6】

若狭中核工業団地は、健康長寿産業などの製造業を中心に10社が操業している嶺南地域最大の産業団地であり、成長ものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。また、北陸新幹線の整備を見据え、大都市圏へのアクセス向上を生かしつつ、地域経済牽引事業を重点的に促進するために、若狭中核工業団地が存在する大字の区域（若狭町若狭テクノバレー）を、重点促進区域として設定することとする。

（3）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

既存の農工団地等にある遊休地に企業を誘致する場合は、市町の実施計画にもとづき旧農工法の5業種（工業（製造業）、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業）を対象に誘致を進めることとなる。

遊休地が存在せずに新たに確保する必要がある場合は、農村産業法に基づく新たな様式により市町実施計画を作成する必要がある。ただし、県が国の基本方針に基づいて、基本計画を策定するまでは旧農工法での5業種が対象となる。

- ・越前市 今立工業団地（農工団地）、北日野工業団地、王子保工業団地（農工団地）、大虫工業団地（農工団地）、池ノ上工業団地（農工団地）、信越化学工業一帯

地番は別紙2のとおり。

設定する区域は、平成29年7月1日現在における地番により表示したものである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① エネルギー研究開発拠点として培われた放射線防護技術や再生可能エネルギー及びレーザー等の技術を活用した環境・エネルギー分野
- ② 新エネ・省エネ産業等の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 清廉かつ豊富な水等の自然資源を活用した成長ものづくり分野
- ④ 里山里海湖、若狭ふぐ等の観光資源を活用した観光・まちづくり分野
- ⑤ 若狭ふぐ等のブランド特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ⑥ 低廉な電力、高速道路や港といった産業インフラを活用した第4次産業革命

(2) 選定の理由

- ① エネルギー研究開発拠点として培われた放射線防護技術や再生可能エネルギー及びレーザー等の技術を活用した環境・エネルギー分野

本地域では、「エネルギー研究開発拠点化計画」を策定して以降、(公財)若狭湾エネルギー研究センター(以下、「エネ研」と記載)を中心に、地元企業への技術移転による研究開発支援を進めている。

(実績：H17～H28)

エネ研による地元企業の技術支援・相談件数：3,504件

エネ研、電力事業者による研究開発支援件数：449件(H18～H28)

うち製品化件数56件(売上：約8.7億円)

(技術移転の具体例)

- ・放射線防護技術を活用した「身体汚染防護服の機能性向上に向けた研究開発」
- ・再生可能エネルギー技術を活用した「海洋エネルギー発電デバイスと活用方法の開発」
- ・レーザー技術を活用した「廃炉に向けたレーザー除染および切断の技術開発」

また、嶺南地域は、現在、廃止措置を実施している新型転換炉の「ふげん」、沸騰水型軽水炉の敦賀1号機、加圧水型軽水炉の美浜1・2号機に加え、廃止が決定した高速増殖炉「もんじゅ」の計5基が立地するなど、多様な炉型の廃炉プラントが集積する国内唯一の地域である。これまで培った技術をもとに、長期にわたる廃止措置を地域産業の振興につなげるため、廃炉関連ビジネスの育成に取り組んでいる。

現在まで、電力事業者やエネ研、大学等が連携し、廃炉工事に関する説明会や元請企業との情報交換会、技術者研修等を実施しているほか、廃炉技術に係る電力事業者との共同研究やレーザー除染・解体技術の開発等も進められており、県内企業が廃炉工事に参入しやすい環境作りが進展している。

さらに近年では、エネルギーの多元化に向けて、原子力のみならずLNG関連インフラの整備についても県が検討を進めており、LNGの冷熱を活用する企業、水素製造・利用関連企業の立地も目指している。あわせて、エネ研において水素の製造・輸送・貯蔵技術の開発についての研究も行っており、地元企業への技術移転が進めやすい環境にある。立地自治体の一つである敦賀市においても、周辺市町(福井県嶺南地域、滋賀県湖北・湖西地域)とともに、水素関連製品製造企業の立地、集積を目指す「ハーモニアスポリス構想」を策定しているところである。

②新エネ・省エネ産業等の集積を活用した成長ものづくり分野

本地域には、エネルギー関連の技術や産業の集積が見られる。平成 26 年度工業統計によると、事業所数が 183 か所、従業員は 11,600 人である。また、新エネ・省エネ関連業の製造出荷額は 4,424 億円、付加価値額が 1,399 億円であり、いずれも本県全体の 2 割以上を占めている他、過去 5 年間で 3 割以上の増加がみられるなど、今後も成長が期待される分野である。

③清廉かつ豊富な水等の自然資源を活用した成長ものづくり分野

本地域は、海・山・里の幸にあふれており、名水百選に選定されている瓜割の滝や鶴の瀬、雲城水等に代表される豊かできれいな水等、優れた自然資源を有する地域である。

土地を掘削すると水道法の水質基準に適合する地下水が自噴する土地もあるほど、質・量ともに恵まれた本地域の名水は、和菓子等を製造する立地企業等からも好評を博している。

本県では、これらの資源を活かすことのできる食品および飲料製造業の企業を福井県企業立地促進補助金等により支援しており、平成 29 年 4 月からは福井県企業立地促進補助金を一部改正し、支援内容をより手厚くした「食品関連産業」区分を新たに設け、自然資源を活かした成長ものづくり分野のさらなる伸張を図っていくところである。

④里山里海湖、若狭ふぐ等の観光資源を活用した観光・まちづくり分野

この地域には、三方五湖や若狭湾、瓜割の滝などに代表される美しい自然・景観、日本遺産に認定された北前船寄港地や鯖街道など、古くから大陸の玄関口である港、「都」文化との交流を背景とした多くの歴史的・文化的遺産、若狭塗箸などの伝統工芸、新鮮な魚介類などの食や御食国として育まれた食文化など、全国に誇る魅力がある。

平成 28 年の嶺南地域における主要観光地（道の駅を除く）の入込数は次のとおりである。

- 1 位 氣比神宮 74 万人
- 2 位 蘇洞門めぐり 48 万人
- 3 位 熊川宿 42 万人
- 4 位 レインボーライン 30 万人
- 5 位 県こども家族館 26 万人

（出典：福井県「平成 28 年福井県観光客入込数（推計）」）

株式会社リクルートライフスタイルが発表した「じゃらん宿泊旅行調査 2017」では、「地元ならではのおいしい食べ物が多かった」が全国 5 位（2016 年 26 位）となり、若狭ふぐや浜焼き鯖をはじめとした「食」も本県観光の魅力の一つとなっている。

平成 28 年の観光客入込数は、1,652 万人となった。なお、観光客数を算出するための係数は平成 28 年の最新の数値を用いているが、平成 27 年以前と同じ係数を使用し計算した場合においても 1,347 万人となり、過去最高となる。この要因として、平成 26 年の舞鶴若狭自動車道の全線開通をはじめ、

氣比神宮などの既存観光地の入込数の増加、観光拠点の新設、観光キャンペーンの実施等が考えられる。今後、北陸新幹線の敦賀開業など、さらなる誘客拡大の絶好の機会を迎えており、この時期を逃すことなく、地域の観光資源を磨き上げ、本県ブランドとして打ち出していくとともに、周遊・滞在型の観光地づくり、人材育成、地域の特色を活かした県産品の開発・販路拡大など、様々な施策を、県、市町、民間とも共動しながら総合的に進めていく。

⑤若狭ふぐ等のブランド特産物を活用した農林水産・地域商社分野

本県の農業については、平成 28 年度販売額が野菜で約 23 億円、果樹約 4 億円となっている。本地域の東部に位置する丹南地区では、中山間が大部分を占め、夏場の冷涼な気候を活かした高食味米や化学肥料・農薬の使用量を削減した安全安心な米の生産が盛んに行われている。

また、西部に位置する若狭地区では、温暖な気候を活かした果樹や野菜を栽培している。特に近年では、自然光を利用した大規模園芸施設によるミディトマトや青ネギの栽培、電気料金の優遇措置を利用した企業の農業参入による植物工場が増加している。

水産業では、平成 27 年生産額は、海面漁業で約 84 億円、海面養殖で約 4 億円となっている。本地域は、変化に富んだリアス式海岸で沖合に緩やかな大陸棚が広がっており、恵まれた海域環境で、定置網、底曳網、刺網等の漁業やトラフグ、マダイ等の養殖業が営まれている。

また、大漁時の魚価の値崩れを防ぐための買い支えと未利用魚の有効活用を目的に、水産加工施設の整備に支援を行い、地魚の一次加工品を製造し、学校給食や県内外の量販店・飲食店に販売している。

ブランド特産物としては、農業では、矢田部ねぎや立石ナスなど、地域風土と先祖代々の努力により 100 年以上前から受け継がれてきた伝統野菜が 20 種類以上あり、これらを「福井百歳やさい」と名付け、ブランド化と産地の拡大を進めている。また、日本三大群生地の一つである越前海岸で栽培されている水仙は「越前水仙」として、主に生花用や贈答用として関西を中心に販売されている。

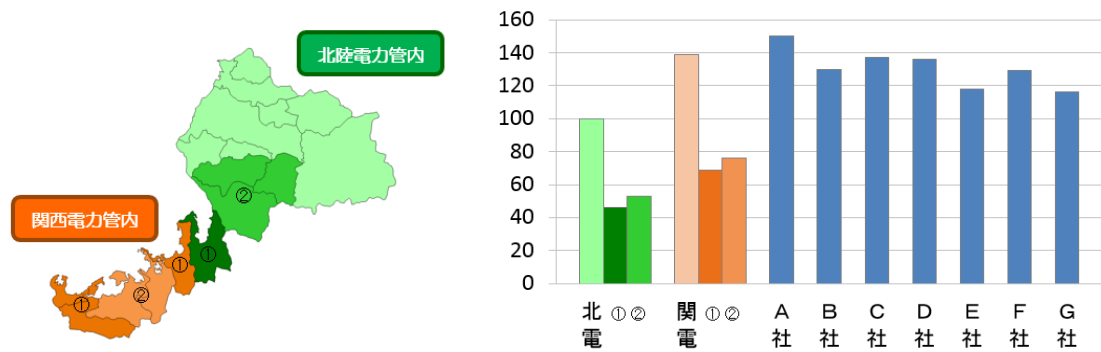
また、水産業では、本県沖での大型生簀を用いた海面でのトラウトサーモンの養殖や新たな養殖魚種としてマハタの養殖を始めており、新たなブランド化を進めていく。

その他、6 次産業化の推進として、福井県食品加工研究所内にサポートセンターを設置、商品企画へのアドバイスや加工技術の研修会などを実施している。また、県外販売向け商品の開発を行うため、都市圏のバイヤーや生産者団体、商工団体、金融機関、行政など多様な関係者による「6 次産業化推進会議」を設置し、それぞれの専門力を活かした農林漁業者による商品開発の初期段階から販売まで、一貫した支援を行っていく。

⑥低廉な電力、高速道路や港といった産業インフラを活用した第 4 次産業革命

本地域は、敦賀市以東は北陸電力株式会社、美浜町以西は関西電力株式会社の供給エリアとなっており、全国的に見て安価な電力供給ができる地域（図表 1）である。

(図表1 電気料金比較表)



加 ※前提条件：契約電力200kW、稼働率50%、新規雇用10名、平成29年4月現在 各社公表の標準メニューに基づき福井県試算
①、②は原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金、原子力発電施設等周辺地域交付金の適用後

また、本地域にある敦賀インターチェンジ付近は北陸自動車道と舞鶴若狭自動車道の結節点であり、更に付近に重要港湾である敦賀港がある等、交通利便性の点においてインセンティブを持つ地域である。

こうしたメリットを活かして、自動車関連産業をはじめとした製造業はもとより、県内製品を県外に発送する物流関連産業を、本県にとって重要な産業分野の一つとして誘致・振興を進めている他、ICTを活用した周年型大規模園芸ハウス等による生産性の高い園芸等を支援している。さらに固い地盤、地震発生率の低さ等の特徴があることから、電力多消費型産業のICT関連産業等をこれらの特徴を最大限に活かすことができる産業と位置づけている。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域が持つ強みを生かし、生産性の向上やブランド力の向上を図るためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。こうした事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用することで、積極的な対応で事業コストの低減を図ることで新事業の創出を促進し、地域経済の成長・発展を後押ししていく。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設（県、若狭町）

企業の積極的な設備投資が実施されるよう、一定の要件を化した上で、不動産取得税等の減免措置に関する条例を制定する。

②福井県企業立地促進補助金（県）

先端技術産業・健康長寿関連産業・試験研究所・その他製造業・情報サービス業・物流関連産業に該当する企業の立地に係る投下固定資産に対して助成を行うとともに、特定の産業に関しては事業活動費に対しても助成を行っている。

③投資ファンドの創設

県、県内金融機関、(株)地域経済活性化支援機構等が協力して、株式上場を目指す成長志向の中堅企業を対象とする投資ファンドを創設し、事業や若者雇用の拡大を支援する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

○福井オープンデータライブラリの充実

県では、国の「電子行政オープンデータ戦略」を踏まえ、公共データを利用可能な形で公開しており、行政の透明性の向上を図るとともに、公開データを利活用したビジネスが展開される基盤を整え、オープンデータによる社会・経済の活性化の促進していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決のための事業環境整備の提案を受けた場合においては、県産業政策課が窓口となり、関係部局と調整の上で適切な対応をすることとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①産業用共用施設の整備

- ・新産業エリア整備促進チームによる産業用地確保（県、市町）

②人材の育成・確保

- ・従事者等の職業能力の向上、U・Iターン就職希望者の掘り起し等（県）
- ・経営者、管理者、技術者を対象にした研修の実施（ふくい産業支援センター）
- ・新規学卒者、中途採用希望者を対象とした就職情報の提供と就職促進（福井県商工会議所連合会）
- ・事業プラン作成等の個別支援の実施（福井県商工会連合会）
- ・実践的長期企業実習や高度技術指導者の紹介等による産業担い手の育成（福井県経営者協会）
- ・大学院生、ポスドク、若手社会人を対象とした実践的人材育成プログラムの実施（福井大学）
- ・インターンシップの実施、若手起業家の育成（福井工業高等専門学校）

③技術支援等

- ・技術相談や共同研究による新製品開発の支援（県）
- ・高度な科学機器の開放と これらを利用した技術相談等の実施（若狭湾エネルギー研究センター）
- ・共同研究や技術相談等による技術支援（福井大学、福井工業高等専門学校）

④インフラ整備

- ・北関東地域との交流の活発化を見据えた北陸新幹線の整備促進（鉄道建設・運輸施設整備支援機構、県）
- ・敦賀港の利用性向上（県）
- ・広域的な地域活性化基盤整備計画等に基づく観光アクセス道路等の整備（県）

(6) 実施スケジュール			
取組事項	29年度（初年度）	30年度～	34年度（最終年度）
【制度の整備】			
① 不動産取得税等の減免措置の創設	条例の制定 12月議会または2月議会で審議	運用	運用
② 企業立地促進補助金	運用		
③ 投資ファンドの創設	平成30年2月 運用開始予定	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
福井オープンデータライブラリの充実	運用		
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談対応	運用		
【その他】			
① 産業用共用施設の整備	運用		
② 人材の育成・確保	運用		
③ 技術支援等	運用		
④ インフラ整備	運用		

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の促進に当たっては、人材や設備、資金などの開発基盤を強化し、もって革新的な研究開発等を促すことが重要と考える。このため本県では、大学研究者や大企業、公設試、金融機関など産学官金が一体となって、研究開発から販路開拓までを包括的に支援する「ふくいオープンイノベーション推進機構」を平成27年6月に設立した。

個々の支援機関が行う企業支援の効果を最大限発揮させるため、こうした支援機関の連携を促進する。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

○支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の促進に当たっては、人材や設備、資金などの開発基盤を強化し、もって革新的な研究開発等を促すことが重要と考える。このため本県では、大学研究者や大企業、公設試、金融機関など産学官金が一体となって、研究開発から販路開拓までを包括的に支援する「ふくいオープンイ

ノベーション推進機構」を平成 27 年 6 月に設立した。

個々の支援機関が行う企業支援の効果を最大限発揮させるため、こうした支援機関の連携を促進する。

○地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①工業技術センター

本県の産業振興に向けて、県内企業に対する技術指導や情報提供に関して幅広い支援事業を行っている。また、ふくいオープンイノベーション推進機構においては企業が抱える研究課題についての相談窓口の機能も併せて担っており、機構活用のマネジメントを行う。

②商工会議所・商工会

地区の商工業の総合的改善を目的に、巡回に企業の事務指導、地区が抱える課題に応じた研修の実施等を行う。

③公益財団法人 ふくい産業支援センター

本県の企業に対する包括的な相談窓口となっており、新分野進出や事業の多角化等経営革新を推進する個人・中小企業に対し、企業診断、専門家派遣、新分野進出研究開発は販路開拓におけるマッチング等の総合的支援を行うっている。

④産業技術総合研究所

平成 28 年 3 月、県・産総研・NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）は、「航空・宇宙」、「ライフサイエンス」、「ロボット」の 3 分野で新たな成長産業の創出を目指す連携協定を締結した。産総研は研究開発の支援、NEDO は事業化に対する助言や実用化開発への助成を行っている。

また、同年 4 月より、工業技術センター内に産総研「福井サイト」が開設され、県内企業との共同研究に向けたコーディネーターとして駐在員が配置されている。企業への個別訪問やイベントの開催により産総研がもつ研究シーズと企業のニーズをマッチングし、近年では多くの共同研究が実現している。

⑤福井大学

福井大学産学官連携本部が、地域の産業界と共有できる課題の抽出と、その解決に従来の学部・学科の枠を越えて協力できる仕組みとして機能しており、大学の窓口として地域産業界の支援を行っている。

⑥福井県立大学

平成 29 年 6 月、地域との連携を進めるための全学的組織として福井県立大学地域連携本部を開設し、地域企業等からの相談対応を行っている。また、連携本部の開設に合わせて、福井銀行と「産学連携の協力推進に係る協定」を締結。連携本部内に福井銀行 地域創生チームのメンバーを「学外コーディネーター」として参画させ、教職員と連携して大学の研究シーズと企業ニーズとのマッチング

を進めている。

⑦福井工業大学

福井工業大学地域連携研究推進センターにおいて、企業や公的機関との技術提携を進めており、委託研究・試験研究、共同研究、技術移転の推進などの支援を行っている。

⑧福井工業高等専門学校

福井工業高等専門学校地域連携テクノセンターにおいて、地域企業との共同研究や技術相談による企業支援を行っている。また、起業家育成と事業創出の支援にも取り組んでいる。

⑨公益社団法人 ふくい農林水産支援センター

農林水産業の発展及び環境の保護に寄与することを目的として、新規就農者への支援、農地中間管理事業、農林水産に関する研修及び教育等、農林水産業の担い手の確保及び育成を行う。

⑩公益社団法人 福井県観光連盟

福井県の観光事業の健全な振興を図り、もって、観光客の誘致及び産業経済の発展に寄与することを目的として、県内へ送客する国内外の旅行事業者への助成や地域の魅力のPR活動を行う。

⑪公益財団法人 若狭湾エネルギー研究センター

エネルギー及び原子力に関連する科学技術並びにこれらを支える人材等を活用し、加速器の医学・工業・農林水産分野への利用やエネルギー有効利用に関する研究開発、人材育成支援を行う。

⑫福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫

商工会議所や外部専門家と連携し企業からの相談を受け付けるとともに、県と連携した投資ファンドを運用し、企業の財政支援を併せて行う。

⑬県内金融機関（⑫を含む。）

県内の中小企業に対し、県が設定した制度内容に基づき、低利・長期の融資を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

県においては、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築などのため、福井県環境基本条例を制定するなどして積極的に環境の保全、自然の保護などに努めている。

特に、本地域は、多数の海水浴場を擁した美しい海岸線や緑豊かな山々など自然に恵まれた地域であることから、円滑な企業立地の推進と地域住民の生活との調和のとれた共存を図っていくことが重要である。

このため、本計画の実施に当たっては、住民の理解を得ることを最優先に考え、市町が企業と住民

との仲介役になり、公害防止協定や住民の意見を聴取するなど環境保全、生活保全の調整を進める。

また、地域の環境を保護するため、企業に対して大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の環境法令の遵守を指導するとともに、環境への負荷を抑えるため、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進を働きかける他、国定公園等の環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、事前に情報提供を行う等自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

県では、平成16年に「福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」を制定し、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図ることとしている。

このため、企業立地による地域産業集積の促進に当たっては、

①防犯に配慮した施設の整備・管理

- ・事業所付近において地域住民が犯罪被害に遭わないようにするため、照明装置などの施設整備
- ・道路、公園、工場等における植栽の適切な配置および剪定による見通しの確保
- ・公共空間や空き地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないための管理の徹底
- ・交通事故や犯罪を防止するため、交通安全施設の整備および夜間において人の行動が視認できる程度の照度の確保

②従業員等に対する防犯指導

- ・従業員に対する遵法意識の浸透および従業員、顧客等が犯罪被害に遭わないための防犯指導等の徹底
- ・外国人従業員に対する日本の法制度の指導の徹底
- ・外国人を雇用しようとする際の不法就労の防止と人事管理の徹底

③地域における防犯活動への協力

- ・事業活動に関し自主防犯活動を積極的に行うとともに、地域住民等が行う自主防犯活動への協力
- ・企業立地等を通じた地域の産業集積に伴い、犯罪および事故防止ならびに地域の安全と平穩の確保に配慮

④連絡体制の整備

- ・犯罪や事故発生時における関係機関への連絡体制の整備と捜査への協力など、所轄警察署や交通安全推進団体等と連携を取り地域の安全確保に配慮などを推進する。

(3) PDCA体制の整備等

毎年度終了時に地域経済牽引事業計画の実績を取りまとめ、KPIの進捗状況を把握するとともに、基本計画の終了年度には効果の検証と対象事業の見直しを行う。

また、県内産業を取り巻く環境が大きく変化する等、本計画のあり方に関わる事象が発生した場合においては、上記時期に関わらず、十分な検証を行った上で計画の見直しを検討することとする。

特になし。

10 計画期間

同意日から平成 35 年 3 月 31 日まで